

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年3月3日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 随時監査(工事監査・前期) (20監査第36号) 分

指摘事項	当初措置状況	平成22年度の措置状況	担当課
1 計画及び設計について (報告書3～4ページ)	(6) 公園の多機能トイレ設置工事において、施設使用にあたり、車椅子等の通行に支障のある事例が見受けられた。 事業の計画にあつては、周囲の状況等を掌握した上で、その機能が十分に果たせるよう心掛けられたい。	多機能トイレの設置場所については、地元区長・公園愛護会長と協議のうえ、決定している。当現場のトイレへの経路は、地形的には平坦であるが、草が生えるなど車椅子等の通行に支障がある状態であった。そのため、平成21年度において、トイレへの経路のコンクリート舗装工事を行う。 今後は、事業の計画にあつては、事業の目的や周囲の状況を十分に把握して計画します。 また、利用者の利便性向上など事業効果が得られるような設計に配慮することを設計担当課の設計積算統一事項に明記し、設計担当課内で周知徹底した。	平成21年度において、トイレへの経路のコンクリート舗装工事を行った。 今後は、事業の計画にあつては、事業の目的や周囲の状況を十分に把握するとともに、利用者の利便性向上など事業効果が得られるような設計に配慮することを設計担当課の設計積算統一事項に明記し、設計担当課内で周知徹底した。
1 計画及び設計について (報告書3～4ページ)	(6) 公園の多機能トイレ設置工事において、施設使用にあたり、車椅子等の通行に支障のある事例が見受けられた。 事業の計画にあつては、周囲の状況等を掌握した上で、その機能が十分に果たせるよう心掛けられたい。	多機能トイレの設置場所については、地元区長・公園愛護会長と協議のうえ、決定している。当現場のトイレへの経路は、地形的には平坦であるが、草が生えるなど車椅子等の通行に支障がある状態であった。そのため、平成21年度において、トイレへの経路のコンクリート舗装工事を行う。 今後は、事業の計画にあつては、事業の目的や周囲の状況を十分に把握して計画します。 また、利用者の利便性向上など事業効果が得られるような設計に配慮することを設計担当課の設計積算統一事項に明記し、設計担当課内で周知徹底した。	平成21年度において、トイレへの経路のコンクリート舗装工事を行った。 今後は、事業の計画にあつては、事業の目的や周囲の状況を十分に把握するとともに、利用者の利便性向上など事業効果が得られるような設計に配慮することを設計担当課の設計積算統一事項に明記し、設計担当課内で周知徹底した。